

熊本県北インバウンド推進業務に係る企画コンペ実施要領

熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）が実施する「熊本県北インバウンド推進業務」（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 業務の目的

人口減少・少子高齢化が進展する中、「観光」は旺盛なインバウンド需要の取込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるもので、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）と県は、地方創生の取組みの一環として平成28年に協議会を設立し、海外からの誘客に向けた取り組みを積極的に展開している。

そのような中、平成28年に発生した熊本地震では、県内の観光産業に風評被害を含めた甚大な被害が生じており、4市町においても、外国人を始めとする観光客の減少がみられた。

本業務は、4市町と県が一体となって、海外に向けたプロモーション活動や外国人観光客の受入環境整備等に取り組むことで、震災からの一日も早い復興をはじめ、地方創生の実現に向け、更なる誘客促進を図るものである。

2 業務の概要及び委託する業務内容

別紙「熊本県北インバウンド推進業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

委託契約締結日から、平成30年3月15日までとする。

4 委託料

7,888,880円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

5 参加資格等

- （1）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (2) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (3) 企画提案書受付期間において、協議会を構成する4市町及び県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

6 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書の審査を行い、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

7 企画コンペの説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日 時：平成29年7月21日（金）午後2時から
- (2) 場 所：熊本県菊池総合庁舎2階 大会議室B
- (3) 説明内容：事業の趣旨及び仕様等について
企画提案の手続きについて
その他留意事項等
- (4) 備 考：会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。
参加希望者は、7月20日（木）までに、企画コンペ参加表明書（様式1）末尾の連絡先（以下「連絡先」という。）に、メールにより団体名及び参加者の氏名を連絡すること。
※質問事項等があれば、併せて記入のこと。

8 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、平成29年7月26日（水）午後5時までに、参加表明書（様式1）を提出することとする。

なお、参加表明書の提出がない者については、辞退したものとみなす。

9 質問と回答

- (1) 本企画コンペに関する質問は、平成29年7月24日（月）正午までに連絡先にメールにより提出する。なお、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。
- (2) 質問があった事項については、質問者のほか説明会に参加した者、参加表明書の提出をした者へメールで回答する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画コンペ参加申込書（様式2）

- ② 提案説明書（様式 3）
 - ③ 提案企画書（様式自由）
（A4 版、カラー印刷、両面印刷可）
 - ④ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
 - ⑤ 参考見積書（様式自由）
 - ⑥ その他（類似事業の実績等）
- （2）提出部数
9 部（うち正本 1 部）
- （3）提出期限
平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 5 時まで
- （4）提出方法
持参又は郵送
- （5）提出場所
〒861-1331
菊池市隈府 1272-10
熊本県県北広域本部総務部振興課
- （6）プレゼンテーション
日 付：平成 29 年 8 月 10 日（木）
場 所：熊本県菊池総合庁舎 2 階 第 2 会議室 ※時間については別途連絡。

1.1 受託者の選定方法

1.0（1）の提出書類及びプレゼンテーションを基に、次のとおり行う。

（1） 1 次審査

- ① 別に定める審査要領に基づき 1 次審査（書類審査）を行い、上位 5 者程度を選定する。
- ② 1 次審査結果については、電子メールにて通知する。
- ③ 1 次審査の選定基準は以下のとおり。（60 点満点）

分 類	評 価 項 目	配 点
形式評価	・基本仕様書の内容に沿った提案となっているか（全体構成） ・企画提案の提出書類はわかりやすくできているか。（形式審査）	20 点
体制評価	・本業務遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。（業務遂行体制）	20 点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、具体的かつ明確か。 ・提案内容は、効果的かつ効率的な手法か。 ・提案内容は、実施手順、スケジュール等が明確かつ妥当で実現可能か。また、見積金額は適正か。	20 点

(2) 2次審査

- ① 1次審査で選定されたものを対象に、別に定める審査要領に基づき、2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。
- ② 審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。また、1次審査の得点は、2次審査に反映しない。
- ③ 2次審査結果については、メールおよび書面にて通知する。
- ④ 2次審査の選定基準は、以下のとおり。（100点満点）

分 類	評 価 項 目	配 点
実 施 体 制	・ 業務遂行にあたり、十分な知識・ノウハウや類似業務の受託実績があるか。 ・ 本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。	10 点
ファミトリップ	・ 招請する対象者の選定及び募集方法が適切で、これによる費用対効果が充分に見込める内容であるか。 ・ ツアー行程等の設定が適切で、県北地域の魅力を効果的にPRし、誘客促進に繋げることが期待できるか。	20 点
観光素材磨き上げ・受入環境整備等	・ 勉強会等については、県北ならではのイベントの魅力や特性等を踏まえた内容であるか。 ・ 受入環境の整備等については、今後の活用が見込める内容となっているか。	20 点
台 北 旅行博出展	・ ブースの飾り付けが適切で、来場者を引き付けるものになっているか。 ・ コーディネーターや通訳の配置が適切になされ、出展に支障がない体制が組まれているか。 ・ ノベルティグッズの配布等4市町の魅力をPRし来場者を引き付けるための仕組みが十分に検討されているか。	25 点
パンフレット	・ 利用者にとって見やすく使いやすい構成・デザインとなっており、誘客につながるような工夫がなされているか。	5 点
P R 動 画	・ ストーリー性をもった展開となっており、県北地域の魅力を十分表現されているか。 ・ 外国人の当地域への来訪意欲を喚起させるような工夫がなされているか。	20 点

12 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

13 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

14 結果の通知

本企画コンペの結果は、採用・不採用に関わらず、後日、書面で通知する。

15 日程

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 企画コンペ説明会 | 平成29年7月21日(金) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 平成29年7月26日(水) 午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成29年7月31日(月) 午後5時 |
| (4) プレゼンテーション | 平成29年8月10日(木) |
| (5) 業務委託事業者の決定 | 平成29年8月中旬 |
| (6) 業務委託契約の締結 | 平成29年8月中旬 |

16 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは、参加者が1者であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 協議会と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、協議会が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書

を提出したとき。

- イ 契約の相手方が過去２年の間に国（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。第８７条及び第９５条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。第８７条及び第９５条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。